

第6 情報保護評価実施の仕組み

(1) 情報保護評価計画書の作成

- ・どのような業務・システムについてどのようなタイミングで情報保護評価を実施するか、計画を策定する。
- ・最初にしきい値評価書を提出する際に委員会に提出し、その後情報保護評価書を提出する都度提出する。

(2) 情報保護評価の実施

- ① 特定個人情報ファイルを保有しようとする場合は、しきい値評価を実施
- ② しきい値評価の結果、プライバシー等に影響を与える可能性があると認められるもの
⇒ 重点項目評価書の作成・公表
- ③ しきい値評価の結果、プライバシー等に影響を与える可能性が高いと認められるもの
⇒ 全項目評価書の作成・公表、国民の意見聴取、外部第三者による点検・承認

(3) 実施後のチェック

情報保護評価の実施後、一年ごとに、評価書の記載内容が現実と異なっていないか確認

(1) 情報保護評価計画書の作成

(2) 情報保護評価の実施

① **しきい値評価**の実施

さらなる評価が必要な場合

② **重点項目評価**の実施

さらなる詳細な評価が必要な場合

③ **全項目評価**の実施

(3) 実施後の再評価等